

# 今後の進め方について

2022年2月24日

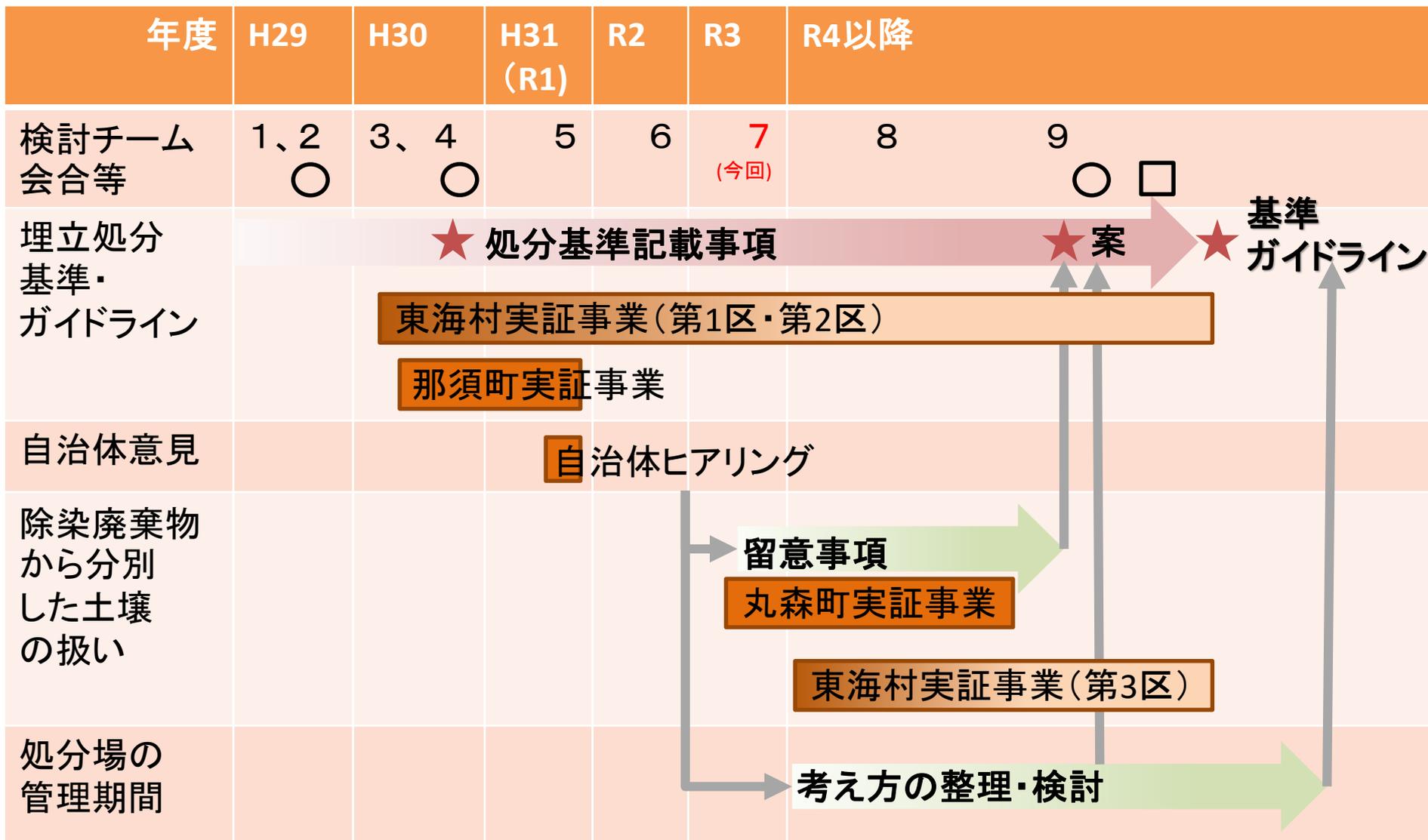
環境省 環境再生・資源循環局  
環境再生事業担当参事官室

# 埋立処分の課題と対応

令和2年1月～3月にかけて、除去土壌の保管を行っている54全市町村及び7県を訪問し、以下の内容につきヒアリングを実施した結果を踏まえた課題と対応。

|            | 課題<br>(第6回検討チーム会合報告事項)  | 対応案   |
|------------|---|---|
| 埋立処分に向けた課題 | 処分場所周辺の住民の理解を得ることが難しい。(地下水汚染の心配が大きく、遮水設備の無い構造は受け入れられ難い。)      | 科学的根拠を基に丁寧に説明すること、事例を積み重ねて共有していくことにより、安心を伝えていく。                       |
|            | 用地を探すのが困難。(未利用地は災害等のリスクが高い。)                                  | 上部利用も含めた様々なオプションが選択できるように検討していく。                                      |
|            | 除染廃棄物を一緒に保管しているため除去土壌と同じタイミングで処分したいが、除染廃棄物は現状では焼却炉等へ受け入れられない。 | 除染廃棄物の減容化に貢献するため、R3年12月より丸森町において、除染廃棄物から土壌を分別し、埋立処分を行う実証事業を開始。(資料1-3) |
| 方法に対する意見   | 除去土壌に落葉等が混在している場合の取扱いについて、混在の定義が曖昧で分別も容易ではない。                 | 基本的には除染時に分別(ガイドラインで規定)。目視で確認できるものは取り除くとともに、混在が多い場合は除染廃棄物の分別に準じた対応が可能。 |
|            | 埋立処分後の管理期間や管理が不要となる要件が示されなければ住民に説明できない。                       | 除去土壌の埋立処分後の管理の在り方について、特措法に基づく処分全体を俯瞰しつつ、整理・検討を行う。                     |
|            | 除去土壌の濃度の推計は簡易にできないか。  | 当面は、データの蓄積が必要。(第6回検討チーム会合資料3)   |

# 埋立処分基準策定までの進め方



○ : 環境回復検討会

□ : 放射線審議会

※必須の開催のみ記載。(その前にも開催・報告可能性有り)